

# 第2期 佐世保市地域福祉計画の考え方 (案)

## 個別支援

	《初期段階》 (主体) 主に民生委員・ 児童委員		《困難事例》 (主体) 社会福祉協議会		
行為支援	●簡単な代理・補佐 ●簡単な制度説明 ●その他軽行為支援	←支援 要請→	●法定後見斡旋 ●財産管理(権利擁護) ●その他法律行為支援	要請→	専門 機関
生活支援	●簡単な相談(見守り) ●身近な機関への繋ぎ ●その他日常生活支援	←支援 要請→	●カウンセリング ●ケースマネジメント ●その他日常生活支援 体制づくり	要請→	専門 機関
機能支援	●ケアカンファレンス参加 ●サロン呼びかけ ●その他保健分野の紹介	←支援 要請→	●困難事例ケアカンファ レンス参加 ●介護予防技術支援 ●専門職種との連携	要請→	専門 機関

地域包括  
ケアシステム



## 地域支援

	《小地域》 (主体) 主に民生委員・ 児童委員		《福推協単位》 (主体) 社会福祉協議会		《全市単位》 (主体) 佐世保市
地域支援 ネットワーク づくり	●ふれあいネット誘導 ●災害時要援護者誘導 ●その他小組織化支援	←支援 要請→	●ふれあいネット推進 ●地域組織化支援 ●地域間交流促進	←支援 要請→	●補助金支出 ●他機関(部局)調整※1 ●災害時要援護者支援計画 ●広報・啓発
ボランティア 福祉教育 支援	●福祉サポーター発掘 ●身近な福祉教育 ●ボランティアース抽出	←支援 要請→	●福祉サポーター育成 ●体験学習・出前講座 ●ボラセン運営	←支援 要請→	●補助金支出 ●他機関(部局)調整 ●広報・啓発
福推協支援			●福推協だより発行支援 ●福推協補助金支出 ●研修会・技術支援	←支援 要請→	●補助金支出 ●研修会・技術支援 ●広報・啓発

(※1 民間配達事業者(新聞・宅配等)との見守り協定等を含む)

## 第2期 佐世保市 地域福祉計画 基本骨子

「地域福祉活動」が  
どんな活動を、  
具体的に定義した  
ものはない。

主に  
身体機能の低下  
知的機能の低下  
生活機能の低下  
若しくは  
これらの予防活動  
を地域で  
補完(支援)する  
ことを  
「地域福祉活動」  
とする。

対象はすなわち  
「社会福祉法」  
の範疇である。

## 進捗管理・仕組みづくり

	《民間領域》 (主体) 社会福祉協議会		《公的領域》 (主体) 佐世保市
進捗 管理	●事業自己評価 ●推進委員会対応 ●PDCAサイクル実施	連携 協力	●計画評価 ●推進委員会運営 ●PDCAサイクル実施
制度 設計	●109条事業企画 ●地域組織体系整理 ●社会資源把握・調整	連携 協力	●地域福祉体系管理 ●社会福祉推進(※2) ●保健医療福祉一体推進 ●システム基盤整備
財源 確保	●共同募金推進 ●自主財源確保 ●国・県補助事業獲得	連携 協力	●基金運用 ●事業効率化 ●国・県補助事業獲得

(※2 災害時用援護者を含めたケース・施設管理システムを含む)